

令和 7 年度

事業計画（案）

【はらまちひばりワークセンター】

I. 基本方針

一 去年の定員増に伴い、年間の平均利用者数が 44 人を超え、一日平均の利用者数も 36 人を超えるなど、多くの方に利用いただいております。作業内容は、バリ取り、資源回収、フルーツキャップ折、墓守などに取り組んでおります。作業の多くが室内での作業となり、朝と午後の作業開始前にラジオ体操を行っていますが、体を動かす機会が少なく、毎月の体重測定の結果、体重の増加が気になる利用者が多くなってきております。

このため、外出の機会を増やす目的で、地域社会貢献も兼ねた「おさんぽ de ごみひろい」を継続するとともに、昨年度は開催できなかった「ひばりレクリエーション」を市のスポーツ推進員の協力を得ながら再開し、利用者の運動の機会づくりを進めます。

また、事業の運営を継続するため、インフルエンザや新型コロナなどの感染症対策として、引き続き毎朝の検温や手洗い励行などを継続し、安心・安全な事業運営に努めて参ります。

これまで一般就労を果たした利用者もこれから一般就労を目指す方々にも積極的な支援する考えですが、利用者の工賃確保に向けては、既存作業収入の増加につなげる工夫や、新たな事業の開拓に取り組み、事業の確保を図り、工賃増額を目指します。

また、職員にあっても、働きやすい事業所環境を整えるための国の処遇改善や人材確保などの特例交付を活用し、通勤手当の見直しなどを行い優秀な人材確保に取り組めます。

このように、利用者も職員も働きやすい事業所となるよう、地域社会とともに多様な支援が効果的に出来るような、魅力ある事業所づくりに努めます。

Ⅱ. 重点事項

1、事業所関係

(1) 経営基盤の安定化

- ・業務継続計画（BCP）の実践
- ・各事業の収入状況の把握と分析検討（効率的な運営など）
- ・利用者の確保や定員拡大による安定した事業所運営の方策
- ・工賃向上のための新規事業の開拓
- ・苦情解決及び虐待防止、身体拘束廃止委員会による法人の活性化
- ・将来の運営展望を模索

(2) リスクマネジメント（危機管理）の体制構築

- ・防災訓練（年2回以上）の実施
- ・新たな災害への備えや対応（福祉避難所など）
- ・事故防止と共に事故発生時の速やかな対処
- ・インフルエンザ、新型コロナなどの感染症防止対策の徹底（衛生委員会などによる取り組み）

(2) 地域交流の推進や情報発信

- ・法人情報を的確に伝えるため定期的な会報発行やHPの更新
- ・健康福祉まつりなどの諸行事に参加し地域社会との共存
- ・地域の会議等において他所との連携や情報交換を密にして情報を共有
- ・実習生や体験学生の積極的な受入

(3) 行政や関係団体への要望活動

- ・障害のある人の権利を守る制度づくりのための活動（報酬改正や65歳問題の仕組み改善要望）
- ・グループホーム整備促進への支援活動（親亡き後に希望する暮らしを支える制度）

(4) 地域貢献

- ・福祉体験実習の受入
- ・車いす同乗車貸出事業の推進（市委託事業）
- ・おさんぽ de ごみひろい事業の開始（毎月1日を予定）

2、利用者支援関係

(1) 利用者及び保護者との信頼関係構築

- ・利用者視点での支援の徹底化
- ・自己実現や自立支援のサポートサービス提供
- ・「ひばり LINE」による情報の共有化
- ・障がい事業所見学と勉強会

(2) 就労に向けた支援の取組み

- ・働くことの楽しさを一緒に考えながら活躍の機会づくり
- ・一般企業や事業所への就労に向けた支援提供
(事業所見学など積極的な就職のための支援)

(3) 高品質で安定したサービス提供

- ・事故防止の取組み継続
(特に安全な送迎サービスの実施)
- ・各種マニュアルにより利用者の生命を守る

(4) 生活面の支援活動

- ・毎月の外食や行事で楽しさを体験させ生活意識の高揚
- ・利用者の生活習慣や健康維持への啓蒙
- ・絵画の作成や地域のイベントに参加するなどの支援活動
- ・新オアシス運動の実践(手話入りで午前午後実施)
- ・ひばりレクリエーションの開催(毎月第三金曜日)

3、職員関係

(1) 人材確保や定着に向けた取組み

- ・職員の処遇改善交付金の取組み継続
- ・働きやすい環境づくりの整備

(2) 職員の意識改革と資質の向上

- ・一人ひとりの気づきや発想転換を大切に、創意工夫を引き出す
- ・県や各種団体の研修会に、職員は年一回以上受講し研修後は報告会開催
- ・支援員に相応しい育成のため、内部会議や研修の充実

4、その他

令和7年度 相談支援事業所はらまちひばり 事業計画

1. 運営の方針

- ・相談者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、相談者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行なうものとする。
- ・相談者の意思及び人格を尊重し、常に相談者の立場に立ち、公平中立に行うものとする。
- ・相談者の必要とときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- ・関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業内容

(計画相談支援)

- ・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(委託相談支援)

全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

3. 専門的な人材の確保及び養成

- ・医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- ・関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ・基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

4. 地域の体制作り

- ・基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。
- ・指定特定相談支援事業所間で一体的管理運営のための協定書を結ぶ。

指定特定相談支援事業所間で一体的な管理運営を行うことで、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体で本人の意思

を中心に据えた質の高いマネジメントを提供することを目的とする。
相談支援事業所はらまちひばり、相談支援センターほっと悠、相談支援相馬事業
所、相談支援事業所「ともに」)